

概要版

第5次越谷市障がい者計画

令和3年度～7年度(2021年度～2025年度)

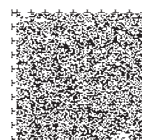
障がいのある人もない人も…

・分け隔てられることなく

…ともに育ち、ともに働き、

…ともに暮らすことのできる地域社会…

令和3年3月
越谷市



1 計画策定の趣旨

越谷市は、「第4次越谷市障がい者計画〔平成28年度～32年度（2016年度～2020年度）〕」に基づき、障がい者施策を推進してきました。

この第4次計画では、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の考えのもと、自己選択と自己決定により、社会のあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合える社会の実現を目指してきました。

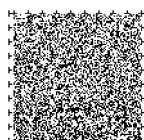
国の「障害者基本計画（第4次）」では、共生社会の実現に向けた障がいのある人の自立と社会参加の支援等の施策が推進され、改正社会福祉法でも「地域共生社会」の考え方が位置づけられています。また、障害者文化芸術活動推進法や読書バリアフリー法の施行など、障がい者の社会参加の促進に係る法整備も進んでいます。

本市においても、これまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、今後も予想される障がい者数の増加や高齢化に伴う障がいの重度化・重複化、いわゆる「親亡き後」等を見据え、法制度改正などに迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）、難病の方々がともに、地域で分け隔てられることなく、いきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として「第5次越谷市障がい者計画」を策定しました。

2 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、国において、大幅な制度改正があった場合は、計画期間内においても必要に応じて見直しを図ることとします。

計画名称	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
総合振興計画	第4次計画基本構想		第5次計画基本構想（R12年度まで）								
	第4次計画後期基本計画		第5次計画前期基本計画						後期基本計画（R12年度まで）		
地域福祉計画	第2次計画（改定版）		第3次計画					第4次計画			
障がい者計画	第4次計画		第5次計画（本計画）					第6次計画			
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第5期（第1期）計画		第6期（第2期）計画			第7期（第3期）計画			第8期（第4期）計画		



3 計画の位置づけ

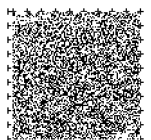
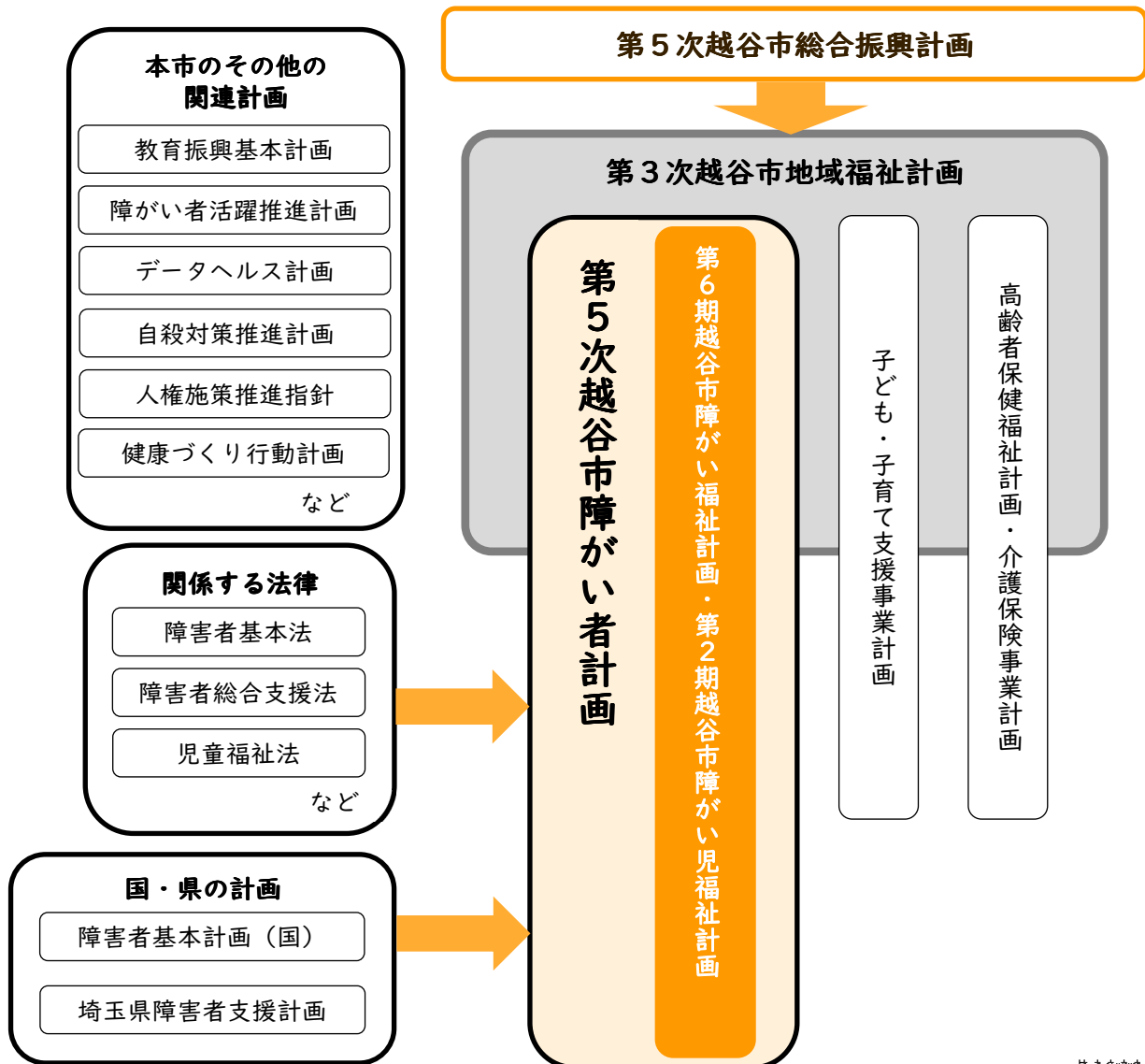
本計画は、障害者基本法に基づき、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえたものです。

また、本市の最上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」と、福祉関連分野の上位計画「第3次越谷市地域福祉計画」を踏まえ、障がい者の福祉の理念や方針、施策の方向を明らかにする部門別計画です。

さらに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」と整合を図ったものです。



■ 計画の位置づけ



4 計画の基本理念と基本的視点

本市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」において、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念とし、平成28年3月に策定した「第4次越谷市障がい者計画」に至るまで、この基本理念を継承し、施策を推進してきました。

近年の大きな社会的潮流として、平成27年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択が挙げられます。これは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものであり、これまで本市の障がい者計画で掲げてきた基本理念と共通するものです。

また、国からも「我が事・丸ごと」として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会を目指す「地域共生社会」の考え方が掲げられています。

以上のことから、本計画においても、これまでの基本理念を継承し、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指します。また、この基本理念に基づき、相互に関連する3つの事項を基本的視点とします。

基本理念

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

基本的視点

共生意識の醸成

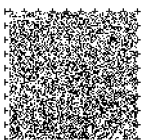
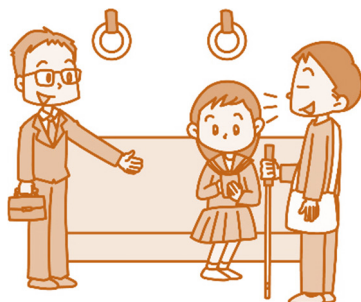
障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりの意思が尊重される生活を送れるように、障がいに対する正しい理解の促進及び権利擁護等の推進を図ります。

自立の支援

障がい者が地域で自立した日常生活を送れるように、ライフステージにわたる連続性・一貫性のある支援体制の構築を目指します。

社会参加の促進

障がい者が積極的に社会参加をできるように、地域交流や就労、文化芸術活動等の支援の充実や生活環境の整備・充実に図ります。



5 計画の基本目標

基本目標 1 相互理解・相互尊重を育む

家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、障がいへの正しい理解を深め、互いに尊重しあえるように、地域住民や障がい者支援関係機関、当事者団体等とのさまざまな連携の下、市職員の出張講座や地域のイベントなど多様な機会をとらえて、啓発活動の推進や地域での交流の促進を図ります。

そして、すべての市民が地域社会の一員として、ともに生きる社会の実現を目指します。

基本方針 1 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進

基本目標 2 一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる

障がいや疾病の予防と早期発見、治療、医学的リハビリテーション等を担う保健・医療と障害福祉サービスや介護保険サービス等を担う福祉について、それぞれの充実を図るとともに、相互の連携強化を図ります。

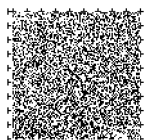
また、日々の暮らしにおいては、地域での見守りや声かけ、日常生活の支援なども欠かせないため、公的サービスとあわせた地域での支援体制の充実を図ります。

そして、障がい者一人ひとりの「生活の質（QOL）」の向上を目指します。

基本方針 2 保健・医療の充実

基本方針 3 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

※「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の身を立てること」の意味でとらえられることが多いが、本計画においては、「自己決定に基づき、必要に応じて多様な援助を受けながら、主体的な生活を営むこと」を指している。



基本目標3 さまざまな形での社会参加を促進する

幼児期から将来を見据えた療育・教育の取組みを進め、障がいの状況に応じた一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、社会の一員として自立し、生活を営む力を育みます。

また、経済的な自立や社会的な役割の実現、そして働くことを通じたやりがいの実感などが得られるように、障がい者の就労支援や企業等の雇用促進を図ります。

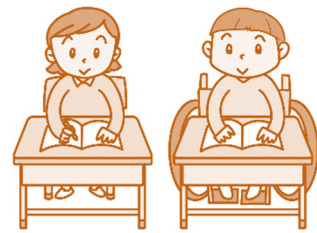
さらに、多様な場に参加し、活躍できるように、文化芸術活動やスポーツ活動などの幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。

そして、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に活かせる社会を目指します。

基本方針 4 教育・育成の充実

基本方針 5 雇用・就労の確保

基本方針 6 生涯学習環境の整備・充実



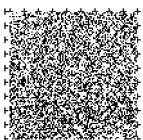
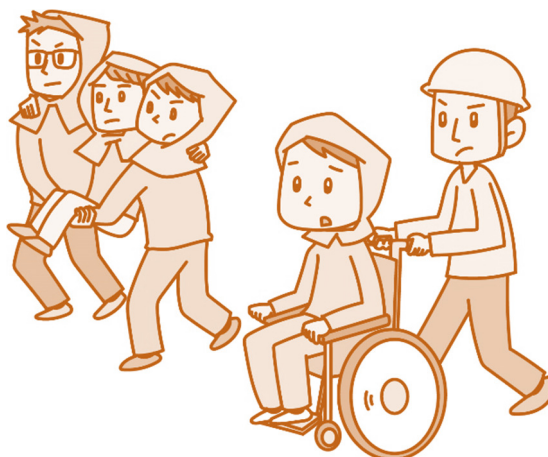
基本目標4 誰もが安心して暮らせる生活環境を築く

公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、道路・交通環境の整備を進め、福祉サービス等の充実により、障がい者の外出を促進します。また、情報アクセシビリティの向上として、意思疎通支援やICT等を活用した情報提供の充実を図ります。

さらに、地域ぐるみの協力体制の整備や福祉施設での避難者受入れ体制の強化など、災害に備えた取組みを推進します。

そして、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が、安心して地域で暮らしていける社会を目指します。

基本方針 7 生活環境の整備・充実



6 計画の体系

基本
理念

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

基本的
視点

● 共生意識の醸成 ● 自立の支援 ● 社会参加の促進

【基本目標1】

相互理解、相互尊重を育む

基本方針1

障がい者の権利擁護等の推進及び
障がいに対する正しい理解の促進

【基本目標2】

一人ひとりの意思に寄りそう
暮らしの支援基盤をつくる



基本方針2

保健・医療の充実

基本方針3

地域生活を支える福祉サービス及び
支援体制の充実

【基本目標3】

さまざまな形での社会参加
を促進する



基本方針4

教育・育成の充実

基本方針5

雇用・就労の確保

基本方針6

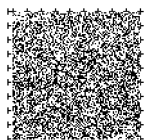
生涯学習環境の整備・充実

【基本目標4】

誰もが安心して暮らせる
生活環境を築く

基本方針7

生活環境の整備・充実



7 施策の概要及び具体的な取組み

基本方針 | 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進

施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進

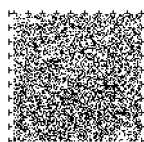
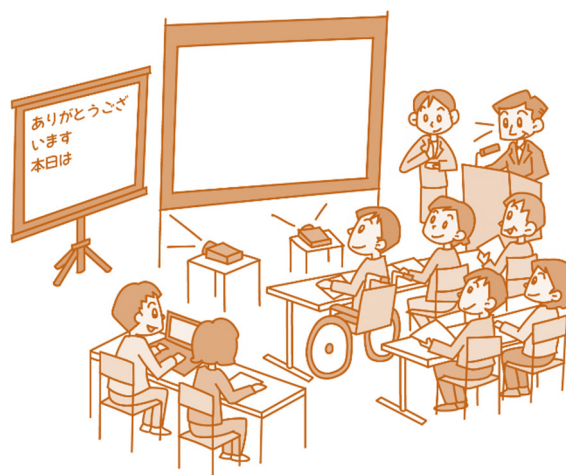
障がい者への差別の解消及び合理的配慮の提供に関する考え方が社会全体に浸透するように、差別解消の推進主体として、市行政の組織的な取組みを推進するとともに、事業者や地域住民への啓発活動の強化に努めます。	<ol style="list-style-type: none">1 障害者差別対応要領に基づく啓発2 障がい者の差別解消に係る相談窓口の周知3 障害者差別解消支援地域協議会の充実4 障がい者の差別解消に係る啓発活動
---	--

施策2 権利擁護の推進

障がい者とその権利を侵されることなく、安心して地域で生活できるよう、虐待防止など障がい者の権利擁護に係る取組みを推進します。	<ol style="list-style-type: none">1 障害者虐待防止法等の周知2 養護者の負担軽減3 障がい者虐待対応に係る協力体制の充実4 投票制度の広報・啓発の推進5 投票所のバリアフリー化の推進
--	---

施策3 成年後見制度の充実

知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々の権利と財産を守る法的な制度である成年後見制度について、「成年後見センターこしがや」と連携して充実を図るとともに、制度の周知等により利用を促進します。	<ol style="list-style-type: none">1 成年後見制度利用促進のための中核機関の整備2 成年後見制度利用援助事業の充実3 市民後見人養成事業の推進4 成年後見制度利用支援事業の推進5 福祉サービス利用援助事業の周知
---	--



施策4 広報・啓発活動の推進

共生意識の醸成と障がい者や障がい福祉に対する市民の理解を深め、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方を普及させるため、関係機関・団体などと連携して広報・啓発活動の充実を図ります。また、「ともに地域で暮らす」という視点から、啓発イベントや講演会・フォーラムの開催など各種事業を展開します。

- 1 「障害者週間」・「人権週間」の周知
- 2 講演会・フォーラムの開催
- 3 表彰制度の推進
- 4 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実
- 5 出張講座の活用促進
- 6 ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・周知
- 7 障がいに対する理解促進に係る啓発活動

施策5 地域での交流と理解の促進

障がいのある人もない人も「ともに地域で暮らす」地域の一員としてお互いに尊重しあえるように、越谷市社会福祉協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPOなどと連携し、地域での各種交流活動を通じて、障がい福祉の理念に対する市民意識を高め、地域福祉の推進を図ります。

- 1 地域での交流の促進
- 2 障がい者の公共施設の利用促進
- 3 民生委員・児童委員との連携
- 4 地域交流活動の推進



基本方針2 保健・医療の充実

施策1 疾病の予防と早期発見・早期対応

乳幼児健康診査や健康診査事業等を実施し、病気や異常の早期発見、早期治療、早期療育に努め、障がいの原因ともなる生活習慣病の予防や介護予防に積極的に取り組みます。また、食生活の改善や運動を通じた市民主体の健康づくり活動を推進します。

- 1 乳幼児等健康診査事業の充実
- 2 健康診査・がん検診等事業の充実
- 3 予防接種の推進
- 4 救急医療情報キット事業の推進
- 5 母子健康づくり事業の充実
- 6 健康づくり推進事業の充実

施策2 地域療育システムの充実

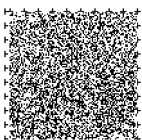
心身の発達に不安や障がいのある子ども一人ひとりの健やかな発達を支援するため、できる限り早い時期から個性にあわせた療育が受けられるよう、医療・保健・福祉の連携に努めます。また、障がい児施設における事業の効果的な推進と専門性の向上を図ります。

- 1 乳幼児の発達相談の充実
- 2 児童発達支援センターにおける外来発達相談の充実
- 3 早期療育教室の充実
- 4 療育環境の充実
- 5 児童発達支援センターの充実
- 6 障がい児支援事業の充実
- 7 重症心身障害児施設の充実

施策3 在宅保健サービスの充実

障がい者の健康を保持し障がいの重度化を防止するため、在宅障がい者への訪問指導など保健事業を充実します。

- 1 訪問事業の充実



施策4 障がい者保健・医療体制の充実

障がい者の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努めるとともに、各種医療費助成制度により、障がい者の負担軽減を図ります。また、指定難病及び精神保健に関する支援を充実します。医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携し、当事者のニーズに沿った医療及び療養生活に関する相談・支援・情報提供を行います。

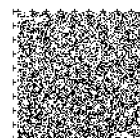
- 1 かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上
- 2 障がい者歯科相談医の情報提供
- 3 精神保健相談体制の充実
- 4 精神保健家族教室の充実
- 5 精神科医療の情報提供
- 6 難病保健医療相談・情報提供の充実
- 7 重度心身障害者医療費の助成
- 8 自立支援医療の推進
- 9 指定難病に係る医療給付
- 10 児童の心臓手術費等の助成
- 11 小児慢性特定疾病医療費の助成
- 12 医療費助成制度の周知
- 13 医療的ケア児等への支援体制の充実

基本方針3 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

施策1 地域生活支援体制の整備

障がい者がともに地域で自立した生活を送れるよう、相談窓口の充実及びコミュニケーション支援事業などをはじめとする地域生活支援事業の推進を図ります。また、障がい者の高齢化や障がいの重度化、いわゆる「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備について検討します。

- 1 市役所における相談窓口の充実
- 2 相談員の専門性の向上
- 3 相談支援事業及びピアカウンセリングの展開
- 4 情報提供の充実
- 5 精神障がい者の地域移行及び地域生活の支援
- 6 発達障がい児（者）への相談支援の充実
- 7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実
- 8 若年性認知症のある方への相談支援の充実
- 9 基幹相談支援センターの設置
- 10 地域生活支援拠点等の整備
- 11 地域生活支援事業の充実



施策2 生活を支える福祉サービスの充実

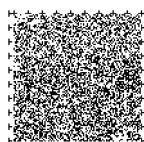
障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、訪問系サービスを充実するとともに、介護者の負担軽減等を図ります。また、自立を促進するための補装具、年金・手当等に関する情報提供に努めます。

- 1 訪問系サービスの充実
- 2 ショートステイサービスの充実
- 3 生活サポート事業の充実
- 4 障がい児支援事業の充実
- 5 介護知識の普及
- 6 家族介護支援事業の推進
- 7 福祉機器等に係る情報提供・相談の充実
- 8 補装具の利用促進
- 9 福祉機器の貸与の周知
- 10 年金・手当等の周知
- 11 各種資金貸付制度の利用促進
- 12 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実

施策3 日中活動の場の確保

地域生活を送るうえで必要となる生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスの充実を図ります。また、障害者福祉センターこばと館や地区センター・公民館など、地域における活動の場の充実に努めます。

- 1 日中活動系サービスの充実
- 2 障害者福祉センターの機能充実
- 3 地域の活動拠点の充実



施策4 住まいの場の充実

障がい者の住まいの場となるグループホーム等の確保に努めるとともに、入所施設におけるサービスの機能充実を図ります。

また、住宅改善・整備についての助成制度の周知と相談・情報提供等を図ります。

- 1 居住・施設系サービスの充実
- 2 生活ホームへの支援
- 3 住宅改善に関する支援の充実
- 4 市営住宅のバリアフリー化

施策5 地域での支援体制の充実

誰もが身近な地域で快適に生活できるよう、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人などと連携し、地域ぐるみで支え合う体制づくりに努めます。

- 1 民生委員・児童委員との連携
- 2 社会福祉協議会との連携
- 3 ボランティア団体等への支援
- 4 社会福祉法人・民間団体等との連携
- 5 民間サービス事業者の育成
- 6 地域包括支援ネットワークの促進
- 7 障害者地域自立支援協議会の充実
- 8 医療的ケア児等への支援体制の充実



基本方針4 教育・育成の充実

施策1 就学前教育・保育の充実

障がい児のもつ可能性を最大限に伸ばすためには、幼少の頃から多くの人との日常的なふれあいが重要であることから、就学前教育や保育が必要な保護者のため、保育の充実を図ります。また、保育所や越谷市児童発達支援センター、教育センターなど関係機関との連携を図っていきます。

- 1 障がい児保育の充実
- 2 交流保育の充実
- 3 保育士等の資質の向上
- 4 早期療育教室の充実
- 5 児童発達支援センターの充実
- 6 関係機関との連携強化

施策2 相談の充実

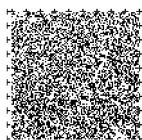
児童生徒が安心して教育を受けられるよう、専門家や医師などの参加による教育相談・就学相談の充実を図るとともに、継続的な教育相談を推進します。また、障がいのある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる教職員の資質の向上を図ります。

- 1 とともに育ち、ともに学ぶための相談の充実
- 2 教育相談の充実
- 3 就学相談の充実

施策3 学校教育の充実

学校教育において、福祉教育を推進するため福祉体験等の充実を図ります。また、特別支援学級の指導体制や教職員研修を充実させ、障がい児の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深めることで、障がいのある人もない人も区別なく、ともに学べる学校教育環境づくりを目指します。

- 1 とともに学ぶ教育の推進
- 2 福祉体験等の充実
- 3 人権教育の推進
- 4 学校環境の整備と維持管理の充実
- 5 特別支援学級の充実
- 6 教職員研修の充実
- 7 病弱・身体虚弱児教育の充実
- 8 通級による指導の充実
- 9 特別支援学校との連携
- 10 特別支援学校や障がい者福祉施設との交流推進
- 11 支援籍学習の推進



施策4 課外活動の充実

障がい児の心身の発達のため、越谷市児童発達支援センターや中川の郷療育センター等の利用促進を図ります。

- 1 地域交流の促進
- 2 関係機関との連携強化

基本方針5 雇用・就労の確保

施策1 総合的な就労支援の充実

ハローワークや埼玉県障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携・協力し、一般就労への移行や定着に向けた支援をはじめ、障がい者雇用に伴う各種助成制度等を周知するとともに、企業等に対し、障がいの状況などについて情報提供を行い、雇用の促進を図ります。

- 1 障害者就労支援センターの充実
- 2 雇用の推進
- 3 障がい者雇用の啓発
- 4 雇用の場における障がい者の人権の擁護
- 5 就労移行支援事業及び就労定着支援事業の充実
- 6 職業相談・情報提供の充実

施策2 多様な働き方の支援

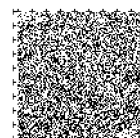
障がい者がその能力や適性に応じて多様な就労ができるよう、市関連業務における就業機会の拡大を図るとともに、障害者地域適応支援事業により、職場実習・職場参加の機会を提供します。また、就労継続支援事業や地域活動支援センター等の生産活動を行う事業所の運営を支援します。

- 1 市関連業務における就業機会の拡大
- 2 障害者地域適応支援事業の充実
- 3 障害者就労訓練施設しらこぼとの充実
- 4 指定障害福祉サービス事業所等の充実
- 5 指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」の充実
- 6 農福連携による就労支援の検討

施策3 受注機会の拡大

障害者優先調達推進法により、国・独立行政法人等は優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達することが求められ、市等に対しても受注機会の拡大を図ることとされています。障害者就労施設等への発注を増やすとともに、その仕事を受注できるように受注機会の拡大を支援します。

- 1 障害者就労施設等の受注の拡大
- 2 民間への販路拡大
- 3 共同受注ネットワークの推進



基本方針6 生涯学習環境の整備・充実

施策1 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

各種学級や講座等に関するきめ細かな情報提供に努めるとともに、録音図書や対面朗読の充実、配送サービスの提供などによる読書活動への支援、生涯学習活動の成果の発表やスポーツ大会への参加など、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。また、生涯学習やスポーツの指導者の育成を図るとともに、障がいのある人もない人も、ともに生涯学習・スポーツ活動を通し、交流が図れるよう支援します。

- 1 参加しやすい生涯学習の環境づくり
- 2 スポーツ・レクリエーション教室・講座等の開設
- 3 図書館サービスの充実
- 4 生涯学習・スポーツ指導者の養成・確保
- 5 障がい者のスポーツ交流の促進
- 6 情報提供の充実

施策2 文化芸術活動の促進

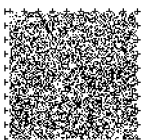
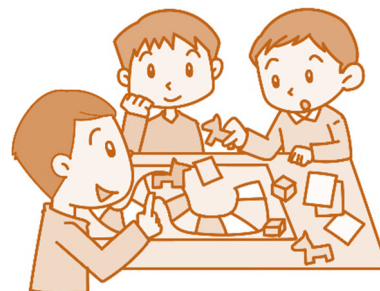
障がいのある人もない人も、文化芸術に触れることができるよう、障害者福祉センターこばと館などで文化芸術活動を促進する各種事業を開催します。

- 1 文化芸術活動を促す各種事業の推進
- 2 国・県等の文化芸術活動を支援する事業の周知
- 3 趣味グループの育成

施策3 多様な社会参加の促進

障がい者の活動母体として、障がい者団体の育成に努めるとともに、障がい者の各種趣味グループの育成や障がい者間交流の促進を図ります。

- 1 障がい者団体の育成
- 2 障がい者間交流の促進
- 3 障がい者の公共施設の利用促進
- 4 ボランティアセンターにおける障がい者対応の充実
- 5 障がい者団体等からの活動ニーズの把握



基本方針7 生活環境の整備・充実

施策1 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人もない人も安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努め、一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりを推進します。また、多くの市民が利用する公共的建築物等のバリアフリー化を促進します。

- 1 越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発
- 2 福祉のまちづくりに関する法律・県条例の普及・啓発
- 3 土地区画整理事業の推進
- 4 公共的建築物等のバリアフリー化の促進
- 5 小中学校施設のバリアフリー化の整備
- 6 公園等オープンスペースの整備
- 7 公的施設の利便性の向上

施策2 道路・交通環境の整備

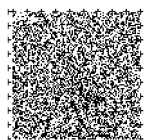
障がい者が積極的にまちに出て、行動範囲を広げることができるよう、段差のない歩道や視覚障がい者誘導用ブロックなど、歩道空間の整備を計画的に推進するとともに、公共交通機関が使いやすくなるよう、鉄道駅舎や路線バスのバリアフリー化を促進し、道路・交通環境の整備に努めます。

- 1 歩道の整備
- 2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設
- 3 電線類の地中化の推進
- 4 放置自転車等対策の推進
- 5 公共サインの整備
- 6 鉄道駅のバリアフリー化の促進
- 7 バス路線等の整備促進

施策3 外出・移動の支援の充実

福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券の交付や自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成など各種福祉事業を推進するとともに、障がい者が安心して外出できるよう、バリアフリーマップを作成し、情報提供に努めます。また、障がい者の生活範囲拡大を支援するため、障害者総合支援法の移動支援事業と調整を図りながら、視覚障がい者や全身性障がい者、重度知的障がい者の移動手段の充実に努めます。

- 1 「ふれあい号」の利用促進
- 2 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付
- 3 自動車運転免許取得費の助成
- 4 自動車改造費の助成
- 5 バリアフリーマップの作成
- 6 各種割引制度等の周知
- 7 福祉有償運送の促進
- 8 移動支援事業の充実
- 9 視覚障がい者の移動介護の充実
- 10 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実
- 11 身体障がい者補助犬の利用促進



施策4 情報アクセシビリティの向上

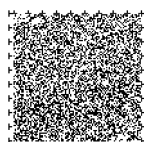
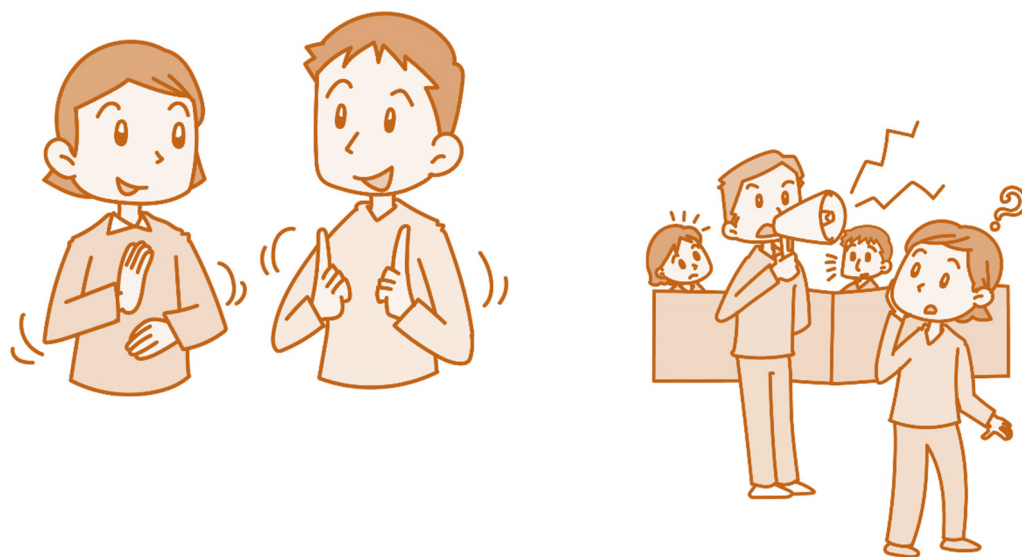
障がい者が日常生活で情報の取得がしやすくなるよう、インターネットの活用や広報活動を行う際の配慮、市民の情報支援活動の促進など、障がいの状況に応じた情報提供を行います。また、平成30年3月に制定した越谷市手話言語条例の趣旨に基づき、聴覚障がい者の情報保障に関する取組みも推進します。

- 1 手話言語条例の推進
- 2 コミュニケーション支援事業の充実
- 3 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実
- 4 広報媒体を通じた広報・啓発の充実
- 5 インターネットの活用
- 6 市民による情報支援活動の促進
- 7 ICT講習会の開催
- 8 公共施設予約案内システムの充実

施策5 防犯・防災体制の整備

災害などの緊急時に障がい者の安全が確保されるよう、障がい者に対して防犯・防火・防災に関する啓発や防災訓練への参加の促進を図るとともに、災害時要援護者避難支援制度の推進を図ります。また、緊急時の連絡のため、緊急時通報システムの充実を図ります。

- 1 防犯・防火・防災意識の啓発
- 2 緊急時通報システムの充実
- 3 災害時支援バンドナの配布
- 4 救急医療情報キット事業の推進
- 5 自主防災組織の育成・強化
- 6 地域ぐるみの協力体制の整備
- 7 福祉施設での避難者受入れ体制の確立



8 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進に向けて

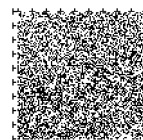
アンケート調査では、「医療やリハビリの充実」「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」「就労援助や雇用促進」「障がい児の療育（発達支援）の充実」など、幅広い分野でのニーズが数多くあります。

このようなニーズを踏まえ、今後も、市民との協働のもと市内でも横断的な取組みができるような体制づくりを進めるとともに、大学や研究機関なども含め、広域的な連携体制をさらに強化し、障がい福祉施策を総合的に推進します。

(2) 施策を総合的に展開する推進体制の整備

本計画を具体化していくために、多様な人材の育成・確保をはじめ、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化など、推進体制の整備を図ります。また、福祉保健オンブズパーソン制度や社会福祉施設等における苦情解決制度の周知を図るとともに、第三者評価システムの導入について関係機関に働きかけを行います。

さらに、本計画を推進していくための体制を充実するとともに、関係機関との連携や広域的な行政連携を強化していきます。





表紙のイラストについて

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるように、地域共生社会の実現をともに目指していこうという意味を込めて、色とりどりのさまざまな花がつながり輪をつくるデザインとしています。

第5次越谷市障がい者計画

令和3年3月発行

発行：越谷市

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL：048-964-2111(代表)

FAX：048-963-9171

編集：越谷市

